

被保険者の方へ

近畿電子産業健康保険組合

平成 26 年度の保険料率等について（お知らせ）

平成 26 年 3 月分以降の保険料率は、年々増加する保険給付費、高齢者医療制度の支援金・納付金などにより依然として厳しい中ですが、現行（健康保険料率 90%、介護保険料率 15%）のまま据え置くことが、平成 26 年 2 月 27 日の組合会において決定されましたのでお知らせいたします。

今後も適正な予算執行に努めるとともに、限られた保健事業予算のなか、医療費の適正化や疾病予防対策に注力してまいりますので、引き続きご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保険料率について（据え置き）

※一般保険料率の内訳が変わります。

		平成 26 年 2 月分まで	平成 26 年 3 月分から	使 途
健康保険料率		90.00/1000	90.00/1000	—
内 訳	一般 保険 料率			
	基本 保険料率	40.70/1000	42.28/1000	当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
	特定 保険料率	48.00/1000	46.42/1000	高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
調整保険料率		1.30/1000	1.30/1000	全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料
介護保険料率		15.00/1000	15.00/1000	介護保険第 2 号被保険者（40～64 歳）が負担する保険料

➤任意継続被保険者は、平成 26 年 4 月分保険料から内訳が変わります。

2 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成 25 年 9 月 30 日現在で **34 万円**となっており前年度と同額です。

この標準報酬月額_{※1}は、退職時の標準報酬月額が 36 万円以上の方に適用されるものであり、退職時の標準報酬月額が 34 万円以下の方は退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

※1 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、前年の 9 月 30 日現在における当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額を基に毎年度決めることとなっています。

3 東日本大震災による一部負担金免除措置終了について

当健康保険組合の独自措置として東日本大震災により被災された方の一部負担金の免除措置の延長を 2 年間行っておりましたが、平成 26 年 2 月 28 日（金）をもって終了しましたのでお知らせします。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。TEL06-4708-7451